女性に関わる制度一覧

デスクや手帳など、ご自身の身近な場所に置いてお使いください。

項目	休暇 休業	事由	対象要件等	取得日数・時間	取得単位	有給・無給	共済・互助会 給付金	共済・互助会 貸付等
生理	生理休暇 D-16	生理のため勤務困難、生理に有害な業務に従事するとき		1回の生理につき連続3日以内	日	有給		
結婚	結婚休暇 D-18	結婚する場合	結婚日前5日から結婚日後1年	6日以内（分割可能） ※週休日・休日含まず	日	有給	結婚祝金 （互助会3万円） E-9	結婚貸付 （給料月額の6倍以内、200万円以内） E-11
妊娠	妊産婦の保健指導・健康診査休暇 D-22	妊娠中又は出産後1年以内に健康診査を受ける場合	妊娠中～産後1年以内	23週まで：1回/4週 24～35週：1回/2週 36週～出産まで：1回/1週 産後1年以内：1回	1日以内	有給		
	妊娠障害休暇 D-20	妊娠中のつわり・妊娠悪阻等の障害時	妊娠中	14日以内（継続又は断続）	1日又は1時間	有給		
	妊娠中の通勤緩和休暇　D-22	妊娠中の通勤混雑時	妊娠中	勤務時間の終始に計1時間以内	1時間又は1分	有給		
出産	産前・産後休暇 （女性のみ） D-14	出産する場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠は14週間）から出産の日後8週間	出産予定日前8週間（多胎妊娠は14週間）から出産の日後8週間	日	有給	出産費 （共済42万円） 出産費附加金 （共済3万円） E-5	出産貸付 （出産費、家族出産費相当、返済は出産費、家族出産費と相殺） **申し出により産前産後休業中の掛金を免除** E-11
	妻の出産補助休暇 （男性のみ） D-20	妻の出産に伴う入退院・出産時付添い・入院中の世話・出生の届出等を行う場合	入院等の日から出産日後2週間	2日以内	日 時間	有給	家族出産費 （共済　42万円） 家族出産費附加金 （共済3万円） E-5	
育児	育児参加休暇 （男性のみ） D-14	妻の出産に伴い小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日前8週間から出産日後8週間	5日以内	日 時間	有給		
	育児休業 H-3	子を養育する場合 断続可	3歳に満たない子	子が満3歳に達する日（誕生日の前日）まで。		無給 （給与等の取り扱いはハンドブック参照） H-4	1歳まで（最大2歳）育児休業手当金を支給。 支給額は、標準報酬日額の67%相当。E-4	申請により共済互助会掛金、職員組合費を免除。E-1、A-9 財形貯蓄積立中断期間 一般財形：限度なし 財形年金・住宅：子が3歳に達するまで。
	部分休業 H-5	子を養育する場合	小学校就学の始期に達するまでの子	正規の勤務時間の終始に、計2時間/日以内	30分単位	○ 休業時間分を減額 ○ 勤勉手当は、休業時間を日に換算し、30日以上は除算。 H-5		○ 育児休業又は産前産後休暇終了日において、その育児休業等にかかる子について引き続き育児部分休業の取得又は育児短時間勤務等により報酬が一定以上低下する場合は、申し出により標準報酬の改定をすることができる。（3歳未満の子を養育するために取得した場合に限る） ○ 標準報酬月額が低下した場合、申し出により低下する前の標準報酬月額を年金額の計算の基礎とするみなし措置の適用が受けられる。（3歳未満の子を養育するために取得した場合に限る） E-1
	育児時間 D-14	子を育てる場合 （※男性の場合は制限あり）	1歳6か月に達しない子	2回/日 計1時間以内	時間 分	有給		
	育児短時間勤務 K-1	子を養育する場合	小学校就学の始期に達するまでの子	勤務形態 ①1日3時間55分 ②1日4時間55分 ③週3日7時間45分 ④週2日7時間45分 　週1日3時間55分 　より、選択		給料月額及び給料を基礎とした手当等は勤務時間数に応じた額。 ※ 退職手当は育児短時間勤務をした期間の3分の1を除算。 K-3,4		
	家族休暇 （子の参観休暇） D-20	子の学校等の行事に参加する場合（授業参観、入学説明会、入学式・卒業式、個人懇談会、進路説明会）	幼稚園等、保育所、認定こども園、義務教育諸学校、高等学校等に在籍する子	家族休暇として9日以内	日 時間	有給	入学祝金 （小学校入学、互助会2万円） E-9	入学貸付 （給料月額の6倍以内、200万円以内） 修学貸付 （修学各年に180万円上限） E-11
子等の看護	子の看護休暇 D-14	①負傷又は疾病にかかった場合、②予防接種、健康診断を受けるために付添う場合	中学校就学の始期に達するまでの子	1年度につき、 1人…5日以内 2人以上…10日以内	日 時間	有給		
	家族休暇 （家族看護） D-18	①負傷又は疾病について看護を必要とする場合	1，2親等の親族（中学校就学の始期に達するもの）、同居している3親等の親族	1年度につき、 他の家族休暇と合わせて 9日以内	日 時間	有給		
		②予防接種（任意も含む）を受けさせる場合	義務教育を終了しない子（中学校就学の始期に達するまでの子を除く）					
介護	短期の介護休暇 D-16	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間、日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	① 配偶者、父、母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 ② 同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	1年度 1人…5日以内 2人以上…10日以内	日 時間	有給		
	介護休暇 D-28			1介護状態につき最大6か月 （3回まで分割可能）	日 時間	無給	○ 介護休業手当金（共済）→標準報酬の日額の67%を通算して66日まで支給（報酬の一部が支給される場合は差額）。E-5 ○ 介護手当金（互助会）→給料の日額の60%を介護休暇期間中（最大6月）支給。ただし共済から手当金が支給される場合は、その額を上回る場合のみ差額を支給。E-9	
その他	妊産婦の時間外・休日・深夜勤務の禁止 H-2	妊娠中及び産後1年間である女性	妊娠中～産後1年間	本人の請求により、時間外勤務、休日勤務、深夜（午後10時～午前5時）勤務をさせてはならない。				
	妊娠中の軽易業務への転換 H-2	妊娠中の女性	妊娠中	本人の請求により、他の軽易な業務に転換させなければならない。				
	危険有害業務の就業制限 H-22 （労基法第64条3 女性労働規則）	重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務、その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務を行う場合	妊娠中～産後1年以内	重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務、その他、妊娠、出産、哺育等に有害な業務をさせてはならない（請求不要）。				
	深夜勤務の免除、時間外勤務の制限 D-4	● 育児 子を養育する場合	3歳未満の子	本人の請求により、時間外勤務を免除。				
			小学校就学の始期に達するまでの子	本人の請求により、時間外勤務は24時間/月、150時間/年を超えてはならない。 ※ 1年又は1年に満たない1か月を単位とする期間				
			小学校就学の始期に達するまでの子	本人の請求により、深夜（午後10時～午前5時）に勤務をさせてはならない。6ヶ月/回以内。 ※ 深夜に常態として養育する配偶者がいないこと				
		● 介護 負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間、日常生活を営むのに支障がある家族を介護する場合	① 配偶者、父、母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 ② 同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	本人の請求により、時間外勤務を免除				
				本人の請求により、時間外勤務は24時間/月、150時間/年を超えてはならない。 1年又は1年に満たない1か月を単位とする期間				
				本人の請求により、深夜（午後10時～午前5時）に勤務をさせてはならない。6ヶ月/回以内。				
	時差出勤 D-2	育児・介護を要する場合	中学校就学の始期に達するまでの子等	正規の勤務時間から前後15分、30分、45分又は60分の時差出勤				
	人事異動 C-26	妊娠・出産休暇・育児休業中、育児・介護等で配慮を要する場合	該当の休暇・休業等が終了するまで。	本人が希望する場合を除き、人事異動の対象から除外する。				

※　詳しくは組合員ハンドブックH、若しくは各項目に記載の組合員ハンドブック対応ページを参考にしてください。

各種ハラスメントについて

１　各種ハラスメントについて

①　セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

②　妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性職員や、育児休業や介護休暇等を申出・取得した職員等の執務環境が害されること

※妊娠・出産したこと、育児休業・介護休暇や各種育児・介護に関する制度の利用又は措置に関する言動

③　パワー・ハラスメント（パワハラ）

❶職務に関する優越的な関係を背景として行われる、

❷業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、

❸職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの。

２　各種ハラスメントが及ぼす影響

＜職員に対する影響＞

❶名誉、プライバシーなど個人の尊厳の侵害

❷職務の能率低下

❸精神や身体の健康の阻害

＜職場に対する影響＞

❶職場の人間関係の悪化

❷職場の士気の低下

❸職場の秩序の乱れ

❹公務の信頼性の失墜

❺問題解決に至るまでの時間・労力・コスト

３　各種ハラスメントに関する相談窓口

○所属長等管理監督者

○各局主管課人事担当

○職員厚生課職員相談　０５２―９５４―６８７７

【女性相談窓口】０５２―９５４―６８８３

【メンタルヘルス相談（職員厚生課）】０５２―９６１―６５１３

○人事局人事課監察室　０５２―９５４―６０３２

○職員からの苦情相談制度（人事委員会）　０５２―９５４―６８２３

４　組合相談窓口

０１２０―９６８―４４１（フリーダイヤル）

【女性相談専用メールアドレス】josei-soudan@aichikenshoku.gr.jp

【参考】愛知県人事局人事課監察室研修資料（各種ハラスメント）